

自治会・回覧

会員各位

平成 28 年 4 月 22 日

桜台自治会

会長 宮崎 栄

●赤十字活動資金へのご協力をお願い

日本赤十字社では、毎年5・6月を「赤十字運動月間」として、活動資金の募集活動を行っています。

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、国内外の災害救援活動など人道的な活動に活用されます。

活動の趣旨をご理解のうえ善意のご協力をお願いします。

なお、今年度も班長さんの募金(集金)作業の負担軽減のため、町内一律に募金の方法を以下のように行います。

会員の皆さまは、募金に賛同する/しないを判断のうえ申込書に必要事項をご記入のうえ、班長さんの訪問をお待ちください。

また班長さんにはご苦勞をお掛けしますが、申込書に従って募金を集め、6月19日(日)までに自治会事務局までお届けください。

なお、その際お手数ですが”未使用の領収書”も一緒にお返しく下さい。

皆さま方には日頃から多大なご協力を頂いておりますが、本件に関してもよろしく願い申し上げます。

(備考) 桜台自治会の平成27年度募金実績額 233,660円(590戸)

以上

今年度活動スローガン :

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ : <http://www.i-sakuradai.jp>

<別紙>

申 込 書

| お 名 前 | 住 所 (番地) | 備 考 |
|-------|----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

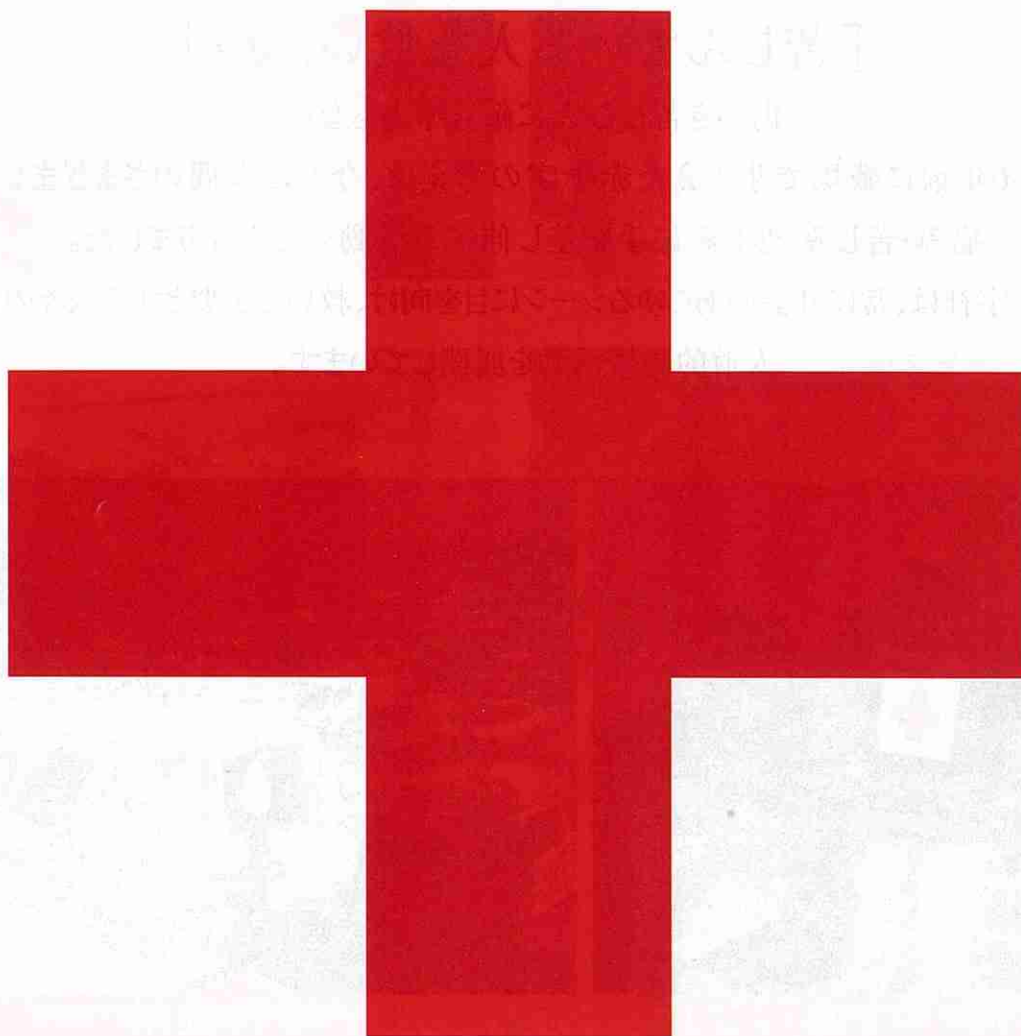
備考欄 : 訪問時間等、何かありましたらご記入下さい。

今年度活動スローガン :

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ : <http://www.i-sakuradai.jp>

災害からいのちを守る赤十字



絶え間なく起こる災害や紛争—

それらは人びとの尊いのちや財産を一瞬にして奪い去ります。

赤十字は190の国や地域に広がる世界的ネットワークを生かし、
人びとの苦痛を軽減し、予防するためのさまざまな活動を行っています。



ハートラちゃん

みなさまの
ご協力を
おねがいします。

千葉ロッテ
マリーンズも
赤十字の活動を
応援しているよ!



マーくん © G.L.M.

5月・6月は赤十字運動月間です。

赤十字 ちば

検索

TEL : 043-241-7531

＋ あなたが支える赤十字活動

「苦しんでいる人を救いたい」

傷つき苦しむ人に敵も味方もない。

150年前に戦場で芽生えた赤十字の考えは、今では人間のさまざまな痛み・苦しみ・悲しみに手を差し伸べる活動へと広がりました。

日本赤十字社は、常に社会のあらゆるシーンに目を向け、救いを必要とする人々のために人道的支援活動を展開しています。



平成23年 東日本大震災



平成27年 台風第18号等大雨災害

日本赤十字社が実施する国内の災害救護活動、救急法などの講習普及事業、青少年赤十字活動、国際救援活動など様々な活動は、国や県などの補助金によらず、赤十字の活動にご賛同いただいた皆様からの社費や寄付金によって実施されています。

赤十字だからこそできる活動へのご支援・ご協力を、お願いいたします。



1世帯あたり
500円を目安に
ご協力をお願いします。



© C.L.M.



国外の災害でも迅速に支援を行います(平成27年ネパール地震)



いのちと健康を守る知識を伝えます(水上安全法)



被災者にあたたかな食事を届けます(九都県市防災訓練)



友達を助ける技術を学びます(救急法フェスタ)

赤十字はみなさまのご寄付による 活動資金(社費)に支えられています

- 災害救護体制の充実・強化
- 健康・安全のための知識と技術の普及
- 青少年赤十字の活動
- 赤十字精神と社旨の普及
- 医療事業の充実
- 国際活動の充実
- 赤十字奉仕団による活動
- 義肢製作所の運営
- 地域における赤十字活動
- 血液事業の推進



インターネットを使って、救急法等講習受講を体験することができます。詳しくはこちらから

赤十字 WEB CROSS — 電子講習室 —
<http://www.tokyo.jrc.or.jp/application/web>

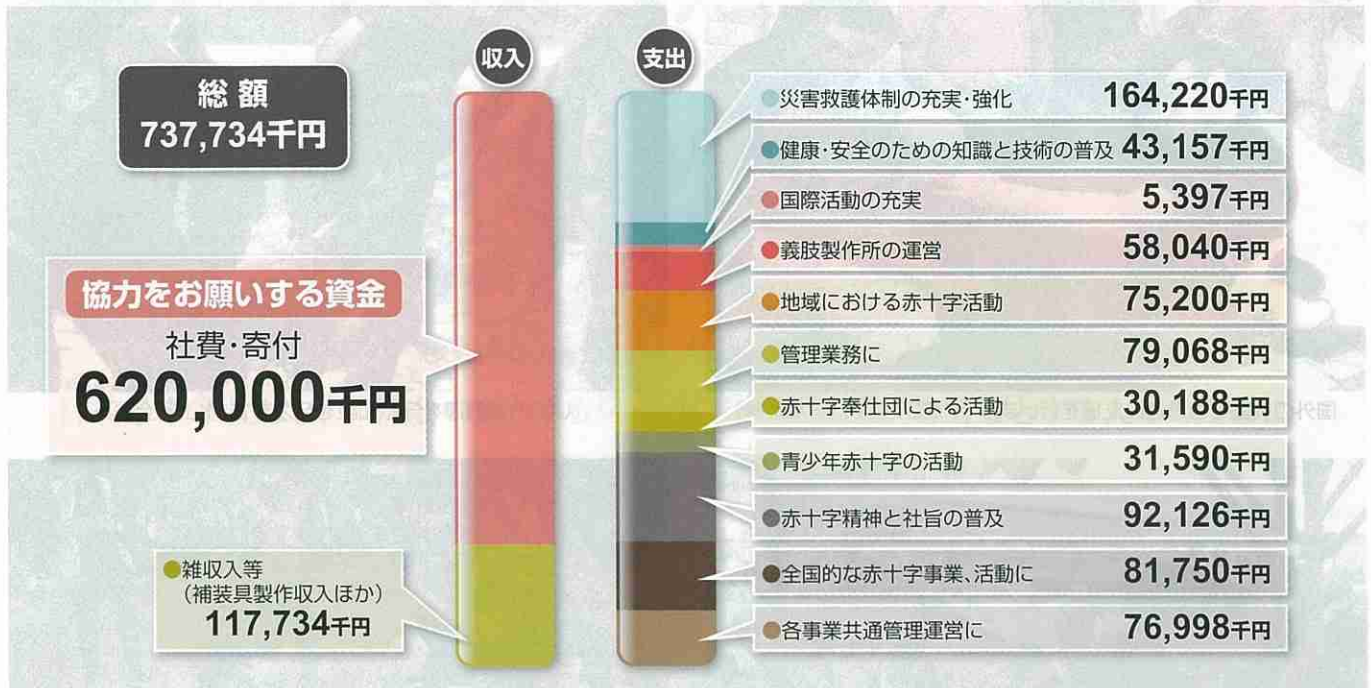
赤十字 ウェブクロス

検索



© C.L.M.

平成28年度に皆様からお寄せいただく資金で次のような活動を行います。
(総額と内訳)



～赤十字活動は、皆様の温かいご支援により支えられています。～
赤十字活動資金にご協力ください。

日本赤十字社の活動資金

赤十字活動資金は「社費」と「寄付金」に区別されています。「社費」とは社員(会員)として継続して支援いただく会費のことで、「寄付金」とは社費以外の任意の寄付のことです。

●社員(会員)による継続的支援

日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する」と日本赤十字社法及び同定款に定められております。ここでいう「社員」は株式会社などの会社員という意味ではなく社団法人の社員または会員と同様のものです。

赤十字活動の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わずだれでも社員に申し込むことができます。

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意志でお願いするもので決して強制ではございません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、郵便局や銀行窓口からのお振り込み、口座引き落としによる方法もございます。

※お問い合わせ・お申し込みについては、下記までご連絡ください。

ご寄付に対する 税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してなされる寄付金(活動資金)については、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

個人に対する税制上の優遇措置

| 優遇区分 | 措置の内容等 |
|---------------|--|
| 所得税 (所得控除) | 寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。 |
| 相続税 (非課税) | 相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。 |

法人に対する税制上の優遇措置

| 優遇区分 | 措置の内容等 |
|------|--|
| 法人税 | 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 |

日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」人道的活動を展開しております。詳しい活動内容については、下記のホームページをご覧ください。